

改正

平成24年12月25日訓令甲第11号

平成29年1月10日訓令甲第1号

多治見市体育施設管理内規

(趣旨)

第1条 この内規は、多治見市運動場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年規則第38号）第11条、多治見市都市公園条例施行規則（昭和44年規則第31号）第17条の規定に基づき、体育施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出基準)

第2条 体育施設貸出（利用申請手続）については、その適正を図るため、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 利用許可申請の仮予約は受付しない。ただし、市又は教育委員会が主催し、利用しようとする日の属する年度前3月までに決定している事業及びスポーツ教室等のスポーツ振興事業についてはこの限りではない。

(2) 利用許可は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 弓道場については専用利用を優先とし、専用利用以外の部分を個人単位で貸出すものとする。

イ テニスコートについてはコート1面単位で、これ以外の施設についてはチーム単位で貸し出すものとする。

2 体育施設の利用許可回数等については、利用の公平と効率化を図るため次のとおり取り扱うものとする。

(1) テニスコート

ア 土・日・祭日は、1人（団体）につき月2回までとする。

イ 土・日・祭日は、多数の人に利用してもらうため、全日の貸出しはしない。

ウ 土・日・祭日は、小中高校生だけの利用を認めない。

エ 連盟等の団体には、できるだけ1面を10人以上で利用させ、コートの独占利用を認めない。

オ 毎年7月から9月までのテニスコートの夜間利用は、1人（団体）につき月2回までとする。ただし、利用者が少ない場合は、この限りでない。

(2) 市営球場

ア 1月及び2月は、グラウンド状況が悪いため、原則として利用許可しないものとし、3月から12月までの間に一般貸し出しをする。

イ ナイター利用は、登録制とする。ただし、登録団体が協議により一定期間内の利用関係を設定した場合において、その期間内に施設の空きがあるときは、登録団体以外の利用を認める。

ウ 野球の利用は認めるが、ソフトボール、サッカー等の利用は認めない。

(3) 滝呂球場

ア 1月及び2月は、グラウンド状況が悪いため、原則として利用許可しないものとし、3月から12月までの間に一般貸し出しをする。

イ 野球及びソフトボールの利用は認めるが、サッカー等の利用は認めない。

(4) 旭ヶ丘運動広場

ア 多目的の広場として広く有効に利用させる。

イ 硬式野球の利用は認めない。

ウ B面は、ソフトボールの利用のみ認める。ただし、サッカーで利用するために全面を利用する場合は、この限りでない。

エ ナイター利用は、登録制とする。ただし、登録団体が協議により一定期間内の利用関係を設定した場合において、その期間内に施設の空きがあるときは、登録団体以外の利用を認める。

(5) 多治見市星ヶ台運動広場

ア 多目的の広場として広く有効に利用させる。

イ 野球の利用は、小学生以下とする。

(6) 北丘運動広場、市之倉運動広場、脇之島運動広場及び笠原梅平運動広場

ア 多目的の広場として広く有効に利用させる。

イ 硬式野球の利用は認めない。

(7) 星ヶ台競技場

ア 陸上競技及びサッカー（トラックに囲まれた競技用芝生面（以下「フィールド」という。）内に限る。）以外には貸し出しをしない。ただし、市又は教育委員会が主催等する事業についてはこの限りでない。

イ 競技場内では、スポーツシューズ（競技用シューズを含む。）を使用し、サッカーシューズでトラック内に入ってはならない。

ウ フィールド内の個人利用は、認めない。ただし、陸上競技として適切な指導者の指導監督のもとに行われるやり投げ及び円盤投げについては、この限りでない。

エ フィールド内の利用は、おおむね、月2回を限度とする。

オ サッカー競技でのフィールドの利用は、1日について3試合を限度とする。ただし、市又はサッカー協会が主催する事業についてはこの限りでない。

カ 市が開催地となる東濃大会以上のサッカー競技については決勝戦及び準決勝戦、多治見市地区予選については決勝戦についてのみ貸し出しをする。

(8) 笠原向島運動広場

ア 多目的の広場として広く有効に利用させる。

イ 軟式野球及びソフトボールの利用は認めるが、硬式野球、サッカー等は認めない。

（利用制限等）

第3条 施設の状況（天候等）に応じて利用の制限を行うものとし、制限の内容については指定管理者（多治見市運動場の設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第7号）第3条及び多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が関係者と協議し決定するものとする。

2 施設利用期間中において施設の整備のため利用制限が必要な場合は、整備方法、期間等について、指定管理者が関係者と協議し適正を期さなければならない。利用期間外に行う施設整備についても、利用期間に影響を及ぼすことがないよう実施時期に留意しなければならない。

3 施設内では危険な行為を伴う利用（ゴルフ、やり投げ、ハンマー投げ等）を許可しない。ただし、陸上競技として指導者の指導の下に行われる練習については、この限りでない。

4 小中高生のナイター利用は、認めない。ただし、保護者又はこれに代わるべき者が同伴する場合は、この限りでない。

（利用者区分の認定）

第4条 利用者の市内・市外の区分を認定する場合は、次のように取り扱うものとする。

(1) テニスコート利用の場合

ア 利用許可申請者が市外在住者であるときは、利用許可申請書の利用人員欄の市内・市外の利用人数にかかわらず市外在住者の利用とみなす。

イ 利用許可申請者が市内在住者であるときは、利用許可申請書の利用人員欄の市内・市外の人数に応じ、人数の多い区分に認定し、市内・市外の人数が同数であるときは、市外在住者の利用と認定する。

(2) テニスコート以外の施設を利用する場合は、申請したチームが事業所内の団体のときは当該事業所の所在地で区分し、事業所内団体以外の同好会等のときは利用許可申請書に記載されたチーム構成員の市内・市外の人数に応じ、人数の多い区分に認定し、市内・市外の人数が同数であるときは、市外在住者の利用と認定する。

(3) 市内高校生（高体連等）が関連参加する大会・行事等は、市内扱いとする。

(4) 種目協会が主催する大会は、市内扱いとする。

（利用）

第5条 指定管理者は、利用者が施設を利用する際は利用許可書を提示させ、その内容を確認しなければならない。

（還付）

第6条 利用料金の還付手続において、利用許可時間の途中で天候悪化等のため利用できなくなった場合で、既に利用した時間が利用許可時間の2分の1以内であるときは、利用できなかったものと

みなす。この場合は、利用許可書に指定管理者の証明を添付させなければならない。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日訓令甲第11号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月10日訓令甲第1号）

この訓令は、平成29年1月10日から施行する。